

基地周辺整備事業

基地周辺整備法の概要

米軍、自衛隊が国の防衛のための行為又は施設設置の運用により基地周辺に与える損失、障害は多岐に渡るため、昭和28年に特損法が制定され保障制度が確立されたが、その対象は基地周辺地域への被害の未然防止の軽減に至るものではなかった。

そのため、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備に関する法律」を制定し、防衛施設周辺の民生安定事業に対して助成措置を図ってきた。

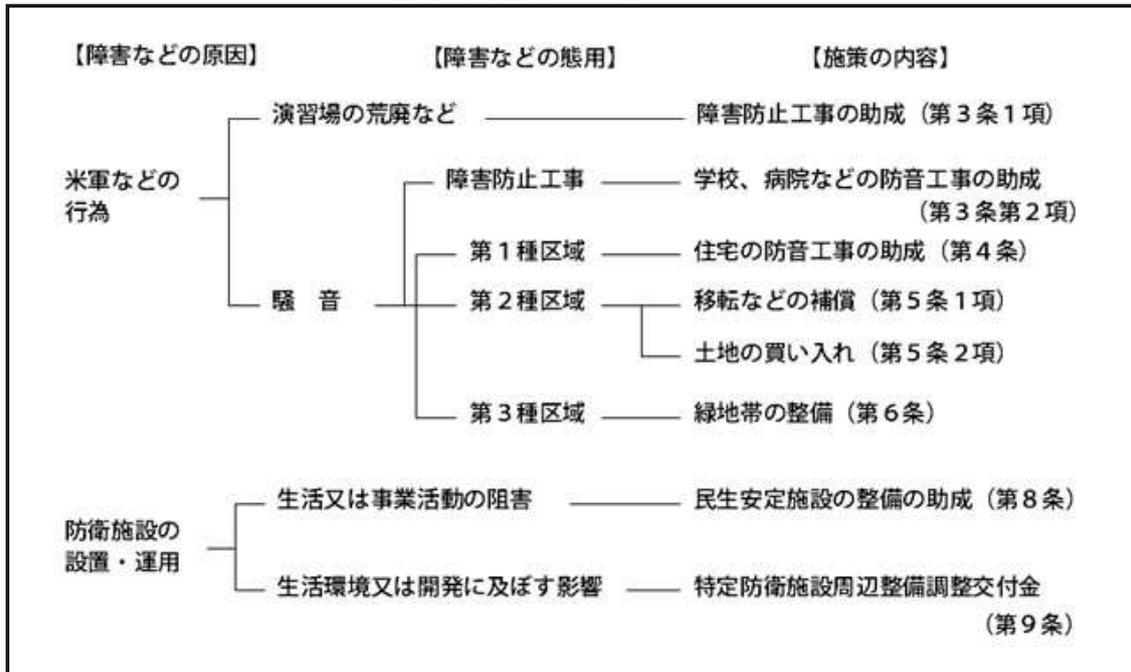
しかし、昭和40年後半における高度経済成長の進む中、基地周辺の生活基盤整備と併せ生活環境保全に関する住民意識の高まり等により従前の整備内容の他、航空機騒音対策としての住宅防音工事、特定防衛施設周辺整備調整交付金の助成制度が制定された「防衛施設周辺の生活環境等に関する法律」が昭和49年6月に成立した。

「防衛施設周辺の生活環境等に関する法律」は、第1条において「自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用に生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特性の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」を目的としている。

なお、本市に関する基地周辺整備法の概要は次のとおりである。

- (1) 障害防止工事(第3条)
- (2) 飛行場周辺の生活環境の整備(第4条～第7条)
 - ア. 第1種区域に所在する住宅についての防音工事の助成
 - イ. 第2種区域の移転等の希望者に対して、移転の補償、土地の買い上げ
 - ウ. 第3種区域内に所在する土地について、緑地帯、緩衝帯としての整備
- (3) 民生安定施設の助成(第8条)
- (4) 特定防衛施設周辺整備調整交付金(第9条)

基地周辺整備法の施策の体系



基地周辺整備事業

(1) 障害防止工事の助成(第3条関係)

学校等騒音防止工事の助成(第3条2項)

学校教育の場や病弱者等の身体的弱者保護の場は特に静穏を必要とされる施設なので、米軍等の航空機の離発着、射撃、爆薬等の使用の頻繁な実施等による著しい音響を防止し、又は軽減するため、学校、病院、診療所、助産所、保健所、特別養護老人ホーム、母子センター、精神薄弱施設、重傷心身障害児施設等の施設について、その施設の管理者又は所有者が必要な工事を行う場合は、その者に対して予算の範囲内において原則としてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

(2) 住宅防音工事の助成(第4条、第5条、第6条関係)

米軍等の飛行場や台対地射撃場の周辺地域において、航空機騒音の度合いを内閣府の定める方法で測定し、その算定結果を基準に外側から第一種区域、第二種区域、第三種区域として指定している。

防音工事の対象となる住宅は、防衛施設庁長官が指定する区域(第一種区域)に、その指定の際に現に所在する住宅について、その所有者等が防音工事を行う時は、その者に対し原則としてその費用の全額を補助する制度である。

① 第一種区域《WECPNL値75以上》に所在する住宅の防音工事助成(第4条)

② 第二種区域《WECPNL値90以上》(第5条)

- ・ 第二種区域内から外に移転を希望する者に対する建物等の移転補償費(第5条1項)
- ・ 当該土地所有者からの申し出により当該土地の買い上げ(第5条2項)
- ・ 移転する住宅等のために道路、水道、排水施設その他の公共施設整備に関する助成措置(第5条3項)

③ 第三種区域《WECPNL値95以上》(第6条)

第三種区域内に所在する土地で第5条2項の規定により買い入れた土地で緑地帯、緩衝地帯として整備が必要な場合は、国が必要な措置を講ずる。

飛行場周辺における区域指定略図

なお、浦添市は普天間飛行場区域の第一種区域に該当し、牧港三丁目及び四丁目の一部が第一種区域として指定されている。防音工事対象住宅の工事件数は平成12年8月までに、192件(87%)が整備済みである。

しかしながら、防音工事の対象住宅が昭和58年9月10日(防衛施設庁告示第21号)以降に建てられた住宅は助成の対象外となっており、同一地域に居住しながら不公平さを強いられている状況で、早急なる改善策も求められる。